

## 議案第56号

杉並区立児童青少年センター及び児童館条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成30年9月10日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立児童青少年センター及び児童館条例の一部を改正する条例  
杉並区立児童青少年センター及び児童館条例（昭和45年杉並区条例第25号）  
の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「利用料」の次に「及び延長利用料」を加え、同条ただし書を削り、同条に次の2項を加える。

- 2 前条第1項の規定により学童クラブを利用する児童の保護者は、前項の規定にかかわらず、利用者1人につき月額4,000円の利用料を、指定された期限までに納付しなければならない。
- 3 前条第1項の規定により利用時間を延長して学童クラブを利用する児童の保護者は、第1項の規定にかかわらず、前項の利用料のほか、利用者1人につき規則で定める額の延長利用料を、指定された期限までに納付しなければならない。

第4条の2の見出し中「利用料」を「利用料等」に改め、同条中「利用料」の次に「及び延長利用料（以下「利用料等」という。）」を加える。

第4条の3（見出しを含む。）中「利用料」を「利用料等」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（提案理由）

学童クラブの延長利用料を定める等の必要がある。

杉並区立児童青少年センター及び児童館条例の一部を改正する条例  
新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(<u>利用料及び延長利用料</u>)</p> <p>第4条 センター及び館の利用については、無料とする。</p> <p><u>2 前条第1項の規定により学童クラブを利用する児童の保護者は、前項の規定にかかわらず、利用者1人につき月額4,000円の利用料を、指定された期限までに納付しなければならない。</u></p> <p><u>3 前条第1項の規定により利用時間を延長して学童クラブを利用する児童の保護者は、第1項の規定にかかわらず、前項の利用料のほか、利用者1人につき規則で定める額の延長利用料を、指定された期限までに納付しなければならない。</u></p> <p>(<u>利用料等の減免</u>)</p> <p>第4条の2 区長は、特別の事由があると認めるときは、<u>利用料及び延長利用料</u>（以下「<u>利用料等</u>」という。）を減</p>	<p>(<u>利用料</u> )</p> <p>第4条 センター及び館の利用については、無料とする。<u>ただし、学童クラブを利用する児童の保護者は、利用者1人につき月額4,000円の利用料を、指定された期限までに納付しなければならない。</u></p> <p>(<u>利用料</u> の減免)</p> <p>第4条の2 区長は、特別の事由があると認めるときは、<u>利用料</u> _____ を減</p>

額し、又は免除することができる。

(利用料等の不還付)

第4条の3 既に納付した利用料等は、  
還付しない。ただし、区長は、特別の  
事由があると認めるときは、その全部  
又は一部を還付することができる。

額し、又は免除することができる。

(利用料の不還付)

第4条の3 既に納付した利用料は、  
還付しない。ただし、区長は、特別の  
事由があると認めるときは、その全部  
又は一部を還付することができる。